

入札案件概要書

【 コンサル ・ 一般委託 ・ 物品 】

件名	最終処分場浸出水処理施設定期整備補修	契約番号	24	
履行期間	令和 5 年 9 月 26 日～令和 6 年 3 月 15 日			
履行場所	海老名市 本郷 3 4 6 7 番地			
予定価格	金17,358,000円（税込） 金15,780,000円（税抜）			
参加条件	参加の地域要件	第4区分	地域要件は入札公告で確認してください。	
	指定業種	260 水道施設 280 清掃施設	細目	
		435 汚水処理施設等保守管理の委託	細目	
	手持契約件数制限	本案件と同じ業種区分が3件以内であること。 (入札参加申込締切日現在、高座清掃施設組合発注の入札案件に限る。)		
	低入札調査基準価格	予定価格の50% 低入札調査基準価格については、入札告示「8 低価格入札による履行確認調査」を参照してください。		
	必要とする資格等			
その他の要件				
業務の概要	<p style="text-align: center;">最終処分場浸出水処理施設を安全かつ適正に維持管理し、放流水質の規制基準を満たすため、各設備の整備補修を実施するものです。</p> <p style="text-align: center;">施行内容</p> <p>pH計・ORP計・導電率計機能検査、No.1、2流量調整ポンプ整備補修、UV計整備補修</p> <p>第2凝集沈澱槽汚泥引抜きポンプ整備補修、濃縮汚泥引抜きポンプ整備補修</p> <p>汚泥供給ポンプ整備補修、No.1、2凝集助剤注入ポンプ整備補修</p> <p>2層ろ過器ろ材交換整備補修、第2酸化・消化回転円盤接触槽ドレンバルブ交換整備補修</p> <p>集水ポンプ交換整備補修、空気圧縮機用除湿器交換整備補修</p> <p>汚泥ホッパーモートルリリダー交換整備補修、シャッター点検整備補修</p> <p>放流水電磁流量計交換整備補修、第一調整槽清掃、発生材処分</p> <p style="text-align: center;">※入札書、委任状は別添の様式を使用してください。</p>			

条件付一般競争入札参加資格確認申込書

令和 年 月 日

高座清掃施設組合
組合長 内野 優 殿

認定番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者名

電話番号

e-mailアドレス

F A X 番号

使用印

入札に参加したいので、次のとおり申します。
なお、この参加申込書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。

契約番号 24

件名 最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

(高座清掃施設組合 総務課 契約担当
e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp
F A X : 046-238-6010)

※通信欄（二日以内に返信します。）

- 申込書を受け付けました。「条件付一般競争入札参加資格確認通知書」は、審査後電子メール又はFAXで送付します。
- 書類が不足しています。入札公告等を確認して再申請してください。
- _____

組合の確認 (記入不要)		
地域	第4区分	
業種	260 水道施設 280 清掃施設 435 汚水処理施設等保守管理の委託	
評点		
その他		

入札書

令和5年9月19日

高座清掃施設組合
組合長 内野 優 殿

住所

商号又は名称

代表者職氏名

代理人氏名

印

印

高座清掃施設組合契約規則を堅く守り、次の金額
で入札します。

件名	最終処分場浸出水処理施設定期整備補修											
金額(税抜)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

- (注) 1. 金額は、消費税及び地方消費税額を除いた額を記入してください。
2. 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入してください。
なお、金額の訂正したものは無効とします。
3. 入札の際は、入札書を二つ折りにして入札箱に投函してください。
封筒は必要ありません。
4. 落札にあたって、契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税額
を加えた金額とします。なお、消費税率は、10%とします。



委任状

令和5年9月19日

高座清掃施設組合

組合長 内野 優 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

件 名 最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

今般私は、次の者を代理人と定め、上記の件に関する入札の一切の権限を委任します。

代理人氏名	被委任者印鑑



質 問 書

高座清掃施設組合契約担当 殿

設計図書に関して、質疑がある場合は質疑内容を記載し、電子メール又はFAXで送信してください。

○ 送信日時 : 入札公告を確認してください。

○ 送信先 : 高座清掃施設組合 総務課 契約担当

e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp

F A X : 046-238-6010

○ 回 答 : ホームページに順次掲載します。

認定番号		電話番号	
所在地		e-mailアドレス	
商号又は名称		F A X 番号	
代表者職氏名		担当者名	

契約番号	24
契約件名	最終処分場浸出水処理施設定期整備補修
質 疑 内 容	

令和5年度

最終処分場

浸出水処理施設定期整備補修

一般仕様書

令和5年8月

高座清掃施設組合

目次

第一篇 一般仕様書

第一章 総則

第一節 一般事項

第一項 緒言	・・・	1
第二項 整備補修目的	・・・	1
第三項 整備補修名	・・・	1
第四項 履行場所	・・・	1
第五項 整備補修期間	・・・	1

第二節 現主要目

第一項 計画処理能力	・・・	2
第二項 計画原水水質及び放流水水質	・・・	2
第三項 処理方式	・・・	2
第四項 放流水放流先	・・・	2
第五項 運転条件	・・・	2
第六項 処理系統図	・・・	3
第七項 公害防止基準	・・・	4～6

第三節 共通仕様

第一項 適用範囲	・・・	7
第二項 疑義	・・・	7
第三項 業務内容の変更	・・・	7
第四項 機密保持	・・・	7
第五項 性能と規模	・・・	7
第六項 整備補修施工条件	・・・	8
第七項 環境対策	・・・	8
第八項 各種書類	・・・	8～9
第九項 提出書類と期限	・・・	10～11
第十項 記録写真	・・・	11～12
第十一項 監督員・検査員	・・・	12
第十二項 現場代理人	・・・	12～13
第十三項 免許及び資格等	・・・	13
第十四項 用地の使用	・・・	13
第十五項 仮設	・・・	13～14
第十六項 整備補修の着工	・・・	14

第十七項	整備補修の下請負	・・・	14
第十八項	施工体制台帳	・・・	14～15
第十九項	調査・試験・検査に対する協力	・・・	15～16
第二十項	分析・試験・点検	・・・	16
第二十一項	一時中止	・・・	16～17
第二十二項	設計図書の変更	・・・	17
第二十三項	工期変更	・・・	17～18
第二十四項	支給材料及び貸与物件	・・・	18
第二十五項	材料の選定・変更	・・・	18～19
第二十六項	材料検査	・・・	19
第二十七項	材料保管	・・・	19
第二十八項	機械器具等	・・・	19
第二十九項	現場発生物	・・・	19～20
第三十項	施設の運転	・・・	20
第三十一項	建築副産物	・・・	20～21
第三十二項	関連工事との調整	・・・	21
第三十三項	安全確保	・・・	21～23
第三十四項	爆発及び火災の防止	・・・	23
第三十五項	工期中の試運転	・・・	23
第三十六項	監督員による段階確認及び立会等	・・・	23～24
第三十七項	出来形確認	・・・	24～25
第三十八項	中間検査	・・・	25
第三十九項	完成検査	・・・	25
第四十項	部分使用	・・・	25～26
第四十一項	完成検査及び引渡し	・・・	26
第四十二項	施工管理	・・・	26～27
第四十三項	高度技術、創意工夫、社会性等、施工及び管理	・・・	27
第四十四項	整備補修関係者に対する措置請求	・・・	27
第四十五項	後片付け	・・・	27
第四十六項	事故報告書	・・・	27
第四十七項	文化財の保護	・・・	28
第四十八項	交通安全管理	・・・	28～29
第四十九項	施設管理	・・・	29
第五十項	諸法令の順守	・・・	30～31
第五十一項	官公庁等への手続等	・・・	31～32
第五十二項	履行時期及び履行時間の変更	・・・	32

第五十三項	不可抗力による損害	・・・	32
第五十四項	特許権等	・・・	33
第五十五項	保険の付保及び事故の補償	・・・	33
第五十六項	臨機の措置	・・・	33～34
第二章	業務内容	・・・	34

第一章 総 則

第一節 一般事項

第一項 緒言

本仕様書（特記仕様書を含む。以下同じ。）は、高座清掃施設組合（以下「発注者」という。）の最終処分場における、『最終処分場浸出水処理施設定期整備補修』に係る請負契約書の内容について、統一的な解釈を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

第二項 整備補修目的

本整備補修は、組合最終処分場において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する最終処分場の維持管理の技術上の基準に則った維持管理を行うために、設備の機能点検及び簡易的な補修を施工することを目的とする。

第三項 整備補修名

最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

第四項 履行場所

海老名市本郷 3 4 6 7 番地

第五項 整備補修期間

令和 5 年 9 月 26 日から令和 6 年 3 月 15 日まで

第二節 現主要目

第一項 計画処理能力

25 m³/日 (原水 25 m³/日を 24 時間で流入させるものである。)

第二項 計画原水水質及び放流水水質

項目	計画原水水質	放流水水質(日間平均)
pH	7.0～9.0	5.8～8.6
BOD	200mg/リットル	10mg/リットル以下
COD	100mg/リットル	10mg/リットル以下
SS	300mg/リットル	10mg/リットル以下
T-N	100mg/リットル	10mg/リットル以下
Ca ²⁺	1000mg/リットル	100mg/リットル以下
重金属類		排水基準を定める省令規定の排水基準以下
大腸菌群数		3000 個/cm ² 以下

第三項 処理方式

水処理 : カルシウム(重金属)除去 + 生物処理 + 凝集沈殿 + 砂ろ過
+ 活性炭吸着 → (下水道放流)

汚泥処理 : 汚泥重力濃縮 + 貯留 + 脱水処理 + 搬出
→ (ごみ処理施設へ搬出)

第四項 放流水放流先

海老名市公共下水道→相模川左岸流域下水道

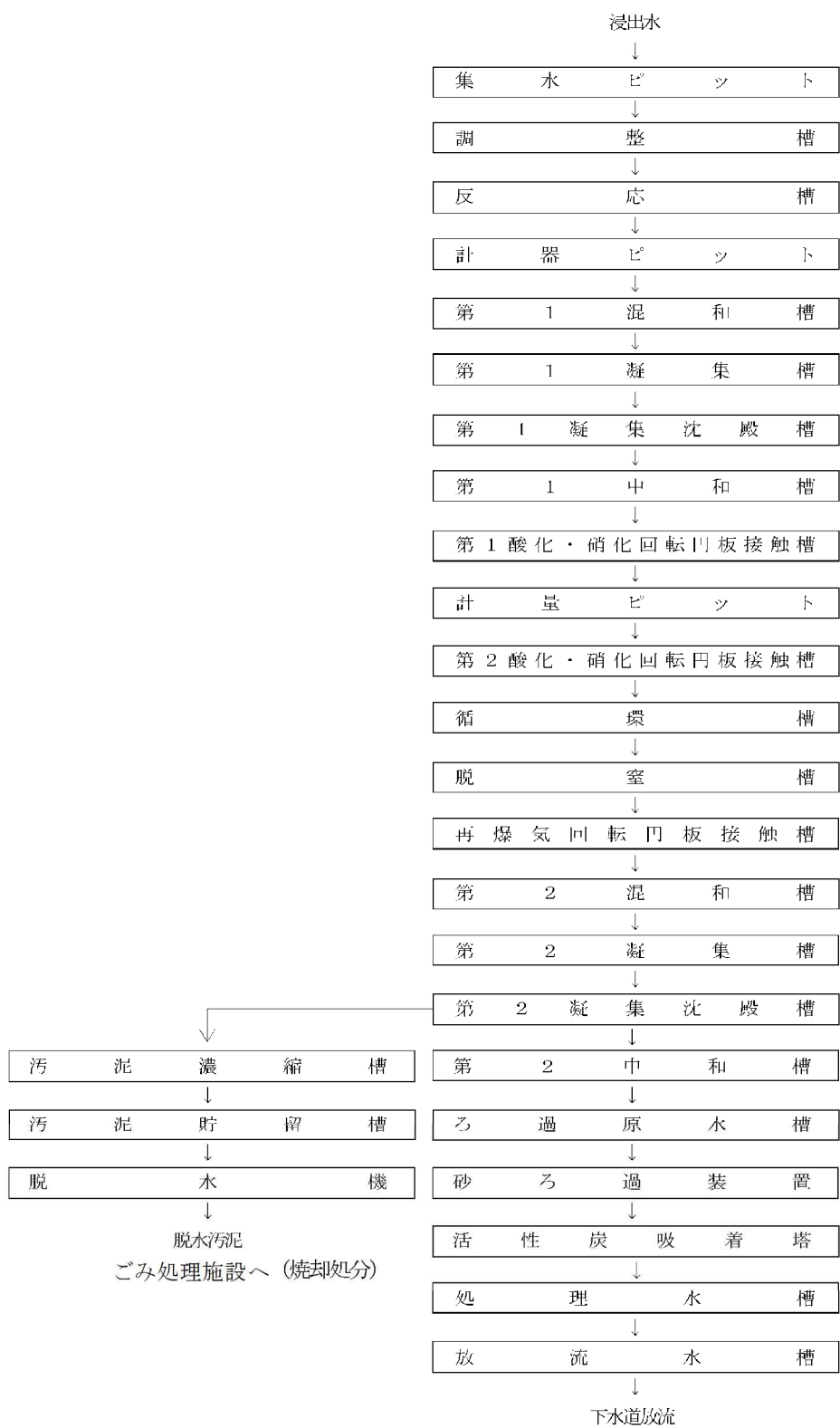
第五項 運転条件

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項に規定する、一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準に基づき行うとともに、次の条件を満たすものとする。

汚水 : 24 時間連続運転

汚泥 : 週 2 回、5 時間運転/日以内 (当初の運転条件)

第六項 処理系統図



第七項 公害防止基準

(1) 排水基準値

放流水は下水道法に定める排除基準及び組合が定めた自主基準として示す値

項 目	単 位	排除基準値	自主基準値
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03 以下	0.01 以下
シアン化合物	mg/L	1 以下	0.1 以下
有機りん化合物	mg/L	0.2 以下	0.02 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下	0.01 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	0.05 以下
ひ素及びその化合物	mg/L	0.1 以下	0.01 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005 以下	0.0005 以下
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
PCB	mg/L	0.003 以下	0.0005 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.003 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	0.02 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	0.3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	0.002 以下
チウラム	mg/L	0.06 以下	0.006 以下
シマジン	mg/L	0.03 以下	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	0.1 以下	0.01 以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下	0.01 以下
ほう素及びその化合物	mg/L	230 以下	23 以下
ふっ素及びその化合物	mg/L	15 以下	1 以下
フェノール類	mg/L	0.5 以下	0.05 以下
銅及びその化合物	mg/L	1 以下	0.1 以下
亜鉛及びその化合物	mg/L	1 以下	0.1 以下

項 目	単 位	排除基準値	自主基準値
鉄及びその化合物（溶解性）	mg/L	3 以下	0.5 以下
マンガン及びその化合物（溶解性）	mg/L	1 以下	0.1 以下
クロム及びその化合物	mg/L	2 以下	0.2 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下	1 以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L	380 未満 (3 項目の合計)	100 未満 (3 項目の合計)
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	—
水素イオン濃度（pH）		5 を超え 9 未満	5.5 を超え 8.5 未満
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	600 未満	60 未満
化学的酸素要求量（COD）	mg/L	—	—
浮遊物質（SS）	mg/L	600 未満	60 未満
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量	鉱油類	mg/L	5 以下
	動植物油脂類	mg/L	30 以下
温度	℃	45 未満	40 未満
よう素消費量	mg/L	220 未満	22 未満
ニッケル及びその化合物	mg/L	1 以下	0.1 以下

※1,4-ジオキサンの自主基準値は現在のところ定めていません。

（2） 周辺地下水基準値

最終処分場の周縁 2 箇所の地下水の水質

（水質検査の結果水質の悪化が認められる場合は、その原因の調査等生活環境の保全上必要な措置を講ずることが求められる。）

項 目	単 位	排除基準値
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.01 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.05 以下
ひ素及びその化合物	mg/L	0.01 以下
シアン化合物	mg/L	検出されないこと
PCB	mg/L	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下

項 目	単 位	排除基準値
四塩化炭素	mg/L	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下
チウラム	mg/L	0.006 以下
シマジン	mg/L	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	0.01 以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.01 以下
クロロエチレン	mg/L	0.002 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下
ダイオキシン類 (※地下水環境基準として)	pg-TEQ/L	1 以下

第三節 共通仕様

第一項 適用範囲

本仕様書は、組合施設の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本整備補修の目的達成のために必要な施設、又は整備補修の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、整備補修受注者（以下「受注者」という。）の責任において全て完備すること。

第二項 疑義

受注者は、設計図書（契約書、図面、仕様書、設計書、その他関係書類）又は整備補修施工中に疑義が生じた場合、その都度書面にて発注者と協議しその指示に従うとともに、その記録を提出すること。

第三項 業務内容の変更

- (1) 提出済みの設計図書については、原則として変更は認めないものとする。ただし、発注者の指示等により変更する場合はこの限りではない。
- (2) 実施設計期間中、設計図書の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合及び組合施設の機能を全うすることができない箇所が発見された場合は、設計図書に対する改善変更を受注者の負担において行うものとする。
- (3) 実施計画完了後、設計図書と適合しない箇所が発見された場合には、受注者の責任において設計図書を満足させる変更を行うものとする。
- (4) その他本整備補修にあたって変更の必要が生じた場合は、発注者の定める契約条項によるものとする。

第四項 機密保持

受注者は本整備補修の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

第五項 性能と規模

本整備補修に採用する設備、装置及び機器類は、本整備補修の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ、管理的経費の節減を十分考慮したものでなければならない。

第六項 整備補修施工条件

- (1) 本仕様書で定める事項を除き、現行規格、法令、廃棄物最終処分場性能指針及び解説によるものとする。
- (2) 整備補修は設計図書及び発注者が承諾した実施計画図書により施工すること。
- (3) 整備補修にあたっては、事前に承諾申請図書、施工要領書等を提出し、発注者の承諾を得てから整備補修に着手すること。

第七項 環境対策

- (1) 受注者は、関係法令並びに仕様書の規定を順守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び整備補修実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- (2) 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- (3) 監督員は、施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。

第八項 各種書類

- (1) 設計図書
 - 1) 受注者から要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。
 - 2) 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により設計図書の照査を行い、疑義が生じた場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。また、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加要求があった場合は従わなければならない。

- 3) 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。
- (2) 施工計画書
- 受注者は、本整備補修着手前に目的物を完成させるために必要な手順や工法及び完了時の合格判定基準等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、施工計画書を順守し施工に当たらなければならない。
- この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。
- 1) 整備補修概要
 - 2) 修理工程表(詳細)
 - 3) 安全衛生管理組織表
 - 4) 指定機械
 - 5) 主要資材(主要資材発注予定表等)
 - 6) 施工方法(主要機械、仮設計画、用地等を含む)
 - 7) 施工管理計画
 - 8) 合格判定基準
 - 9) 安全管理体制(安全教育計画書)
 - 10) 緊急時の体制及び対応
 - 11) 交通管理
 - 12) 環境対策
 - 13) 現場作業環境の整備
 - 14) 再生資源の利用の促進と副産物の適正処理法
 - 15) その他
- (3) 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度本整備補修に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、施工計画書を提出した際、監督員から指示された事項を詳細に記載した施工計画書を、指示された時まで提出しなければならない。

第九項 提出書類と期限

(1) 着手時

1) 契約保証金免除願（高座清掃施設組合契約規則第 42 条第 1 項）

設計金額 500 万円以上の場合、契約締結日の 2 日前までに提出すること。

2) 修理着手届（高座清掃施設組合契約規則第 56 条）

契約締結日から 7 日以内に当該整備補修に着手し提出すること。ただし、設計金額が 30 万円以下の場合は省略できるものとする。

3) 修理工程表（高座清掃施設組合契約規則第 55 条）

契約締結日から 7 日以内に指定の様式（第 2 号様式）に基づき提出すること。ただし、設計金額が 30 万円以下の場合は省略できるものとする。

4) 修理現場代理人等選任届（高座清掃施設組合契約規則第 63 条）

契約締結日までに指定の様式（第 4 号様式）に基づき提出すること。ただし、設計金額が 30 万円以下の場合は省略できるものとする。

5) 修理現場代理人・主任技術者経歴書

契約締結日までに任意の様式に基づき提出すること。

6) 契約書

表裏に割り印を押印し 1 部に収入印紙を貼付後、契約書と契約約款は袋とじで作成し契約締結日までに提出すること。

7) 連絡体制表

契約締結日までに提出すること。

8) その他必要書類

- ・契約金額が 500 万円以上で前払い金を含む場合（高座清掃施設組合契約規則第 85 条）

公共工事前払金申請書・請求書（前金請求用）・保証書を契約日から 20 日以内に提出すること。

- ・建設業退職金共済制度（建退共）

契約後 1 か月以内に監督員へ収納届又は履行証明書を提出すること。

- ・債権者（債務者）登録申請書兼口座振込依頼書

代金の支払いに使用する口座の登録のため、初めて契約を締結する場合や、変更があった場合に提出すること。

(2) 完了時

1) 修理完成届 (高座清掃施設組合契約規則第 79 条)

本整備補修終了後直ちに、指定の様式 (第 5 号様式) に基づき監督員へ提出すること。ただし、設計金額が 10 万円以下の場合は省略できるものとする。

2) 修理完成引渡書 (高座清掃施設組合契約規則第 81 条)

完成検査合格後、指定の様式 (第 6 号様式) に基づき監督員へ提出すること。ただし、設計金額が 30 万円以下の場合は省略できるものとする。

3) 請求書

本整備補修終了後、監督員へ提出すること。

4) 成果品 (点検整備報告書・各部詳細図・主要部品図・付属品図・検査要領書・施工要領書・整備補修写真・修理打合簿・予備品リスト・その他必要書類)

本整備補修終了後、監督員へ提出すること。

第十項 記録写真

(1) 記録写真の撮影は、設計書に記載された材料、点検項目及び補修項目に係るすべてを撮影すること。

(2) 記録写真は、原則として整備補修の内容がわかるよう、整備補修内容を記入した黒板等、大きさを判断できるスケール等を写し込むこととする。ただし、施工中の写真についてはこの限りではない。

1) 黒板等への記入事項は、発注者、整備補修名称、撮影日付、受注者、立会者 (立会がある場合)、状況 (撮影内容、部品名、型式、規格、表示マーク等)、撮影箇所等を識別できる内容であること。

2) 整備補修内容を記入した黒板等及びスケールを写し込む場合は、フラッシュ、逆光等光の反射により記入事項が読み取れないことがないようにすること。また、対象を分かりやすくするため、移動可能なものは取り除き、光 (影) の方向にも注意すること。

3) 微小部材等を使用する箇所について黒板等を入れ込んだ撮影が困難な場合は、詳細写真及び中景写真を撮影し全体に対しどの部分かを把握できるようにすること。

(3) 記録写真を撮影するための撮影用具は、以下の仕様を満足したカメラを使用すること。

1) デジタルカメラ (総画素数 : 80 万画素以上、記録画素数 : 640×480 以上、ファイル形式 : JPEG、圧縮率 : 1/1>圧縮率 \geq 1/10 程度)

- (4) 記録写真は、原則として施工前、施工中及び施工後の写真を同一の箇所から撮影すること。また、一か所からの記録写真で説明できないものは、カメラアングルを変える、撮影距離を変える等の工夫をし、ストーリー性をもって説明ができるものであること。この場合も、施工前、施工中及び施工後の写真を撮影すること。
- (5) 記録写真の撮影を行った箇所については、当該整備補修箇所の設置場所平面図又は機械図面等に撮影箇所を記入し、記録写真に添付すること。
- (6) 記録写真の提出については、設計書に記載された設備名、点検及び補修項目、写真番号、その他必要な事項を記入し、項目毎に施工前、施工中及び施工後の順番で並び替え提出すること。
- (7) 記録写真の撮影方法詳細については、「工事写真の撮り方（改訂第2版）建築設備編（社団法人 公共建築協会）」による。なお、一部完了検査及び中間検査のある場合には、検査前日までに検査対象となる部分の記録写真を監督員に提出する。
- (8) 提出された写真の使用権は発注者に帰属するものとする。

第十一項 監督員・検査員

- (1) 本整備補修における監督員の権限は、発注者契約規則第 59 条に基づくものとする。
- (2) 本整備補修における検査員の権限は、発注者契約規則第 60 条に基づくものとする。

第十二項 現場代理人

- (1) 現場代理人は、関係法令に従い遺漏なく現場の管理を行わなければならない。
- (2) 現場代理人は、担当技術者、下受注者等が本整備補修の関係者であることを、着衣、記章等で明瞭に識別できるような措置をしなければならない。
- (3) 履行現場は常に清掃及び材料、工具その他の整理を行わなければならない。また、火災、盗難その他の災害事故の予防対策について万全を期さなければならない。
- (4) 現場代理人は、常に本整備補修の進捗状況について管理し、円滑な進行を図るとともに作業の開始、終了時に必ず監督員に作業内容、進捗状況を報告しなければならない。

- (5) 現場代理人は、設備の停止、運転開始の日時及び設計図書で施工期限が定められた施工箇所の工程は、監督員と事前に十分な協議を行わなければならない。

第十三項 免許及び資格等

- (1) 施工に携わる技能者は、技能者の技量が設計図書に明示されていない場合は、監督員が施工の目的、種類及び性質から必要と判断した施工技量に合致したものとする。
- (2) クレーンの運転、圧力容器の溶接等の免許、資格を必要とする作業は、その施工前に免許資格証明の写しを監督員に提出しなければならない。

第十四項 用地の使用

- (1) 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- (2) 受注者は施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収した時は、その土地等の所有者との間の契約を順守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- (3) 受注者は、発注者の用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。当該整備補修の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅滞なく発注者に返還しなければならない。
- (4) 発注者は、用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請求代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
- (5) 受注者は、提供を受けた用地を当該整備補修用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

第十五項 仮設

- (1) 受注者事業所、材料置場及び施工用機械等の設置場所を発注者施設内に設ける場合は、監督員の指示に従う。

- (2) 受注者は、発注者の所轄する電気、ガス、圧縮空気、油脂、給排水等の設備について使用許可を受けたときは、履行期間中に限り利用できるものとする。ただし、この場合の使用方法、使用期間、使用時間等を監督員と協議しなければならない。

第十六項 整備補修の着工

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、補修始期日以降 30 日以内に当該整備補修に着工しなければならない。

第十七項 整備補修の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。また、下請業者一覧表を提出すること。

- (1) 受注者が、整備補修の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下受注者が神奈川県の入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下受注者は、当該下請負整備補修の施工能力を有すること。

第十八項 施工体制台帳

- (1) 受注者は、当該整備補修を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2件以上ある場合は、それらの請負代金額の総額）が3,000万円以上になる場合、国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、整備補修現場に備えなければならない。なお、下請契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別整備補修下請契約約款又は整備補修下請基本契約書を添付したものでなくてはならない。
- (2) 受注者は、監督員から請求があった場合は、備え置かれた施工体制台帳の閲覧に供しなければならない。
- (3) 受注者は、当該整備補修を他の下請負業者に請け負わせたときは、国土交通省令で定める事項を記載した再下請負通知書をもって、同項の受注者に対し通知しなければならない。
- (4) 受注者は、他の下請負業者から提出された再下請負通知書を整理し、監督員から請求があった場合は、再下請負通知書の閲覧に供しなければならない。
- (5) (1)の受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律の定めに従って、各下受注者の施工の分担関係を表示した施工

体系図を作成し、整備補修関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出しなければならない。

- (6) (1)の受注者は、発注者から、当該整備補修の施工の技術上の管理をつかさどる者（監理技術者又は主任技術者）の設置状況その他整備補修現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
- (7) (1)の受注者は、施工体制台帳、安全衛生管理組織表及び再下請負通知書に変更が生じた場合は、速やかに変更があった年月日を記入して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付後、監督員に提出しなければならない。

第十九項 調査・試験・検査に対する協力

- (1) 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
- (2) 受注者は、当該整備補修が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合には、次に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - 1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - 2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - 3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い、就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - 4) 対象整備補修の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負整備補修の受注者（当該下請整備補修の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- (3) 受注者は、当該整備補修が発注者の実施する諸経費動向調査の対象となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (4) 受注者は、当該整備補修が発注者の実施する施工合理化調査の対象となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- (5) 受注者は、整備補修現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。
- (6) 受注者は、当該整備補修において法令に基づく検査対象設備等がある場合、検査の受検に協力しなければならない。

第二十項 分析・試験・点検

- (1) 設計図書で定めのない限り、分析及び試験は受注者の責任で行うものとする。なお、対象供試体の採取、取外し及び履行場所での試験には、監督員の立会いを求めなければならない。
 - 1) 設計図書に基づく点検業務の実施に際しては、監督員の立会いを求めなければならない。
 - 2) 施工完了後に容易に点検できない箇所については、事前に監督員の立会いを求めなければならない。
 - 3) 分析、試験、点検等を行った場合はその都度速やかに口頭で監督員に報告し、後日報告書を提出する。

第二十一項 一時中止

- (1) 発注者は、次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面（一時中止について）をもって通知した上で、必要とする期間、整備補修の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による整備補修の中断については、「第五十六項 臨機の処置」により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - 1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、整備補修の続行が不適切又は不可能となった場合
 - 2) 関連する他の整備補修、工事等の進捗が遅れたため整備補修の続行を不相当と認めた場合
 - 3) 整備補修着手後、環境問題等の発生により整備補修の続行が不適切又は不可能となった場合

- (2) 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、整備補修の中止内容を受注者に通知し、整備補修の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。
- (3) 同項1号及び2号の場合において、受注者は整備補修を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は整備補修の続行に備え現場を保全しなければならない。
- (4) 第1号及び第2号の場合において、一時中止した整備補修に係る請負代金額に変更が生じた場合、高座清掃施設組合契約規則第73条により、発注者と受注者による協議により金額を決定し、協議書（一時中止中の整備補修に伴う請負代金額の変更について）を提出しなければならない。
- (5) 一時中止中の整備補修を再開する場合は、監督員からの通知（一時中止中の整備補修再開について）を受け、通知に記載される再開日より整備補修を再開しなければならない。

第二十二項 設計図書の変更

設計図書の変更とは、発注者が示した設計図書を、受注者に行った整備補修の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

第二十三項 工期変更

- (1) 工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（以下「事前協議」という。）ものとする。
- (2) 受注者は、設計図書の変更又は訂正が行われた場合、前号に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、協議開始の日までに工期変更の補修打合簿を監督員に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、当該整備補修の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1号に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、協議開始の日までに工期変更の補修打合簿を監督員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、工期の延長を求める場合、第1号に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする

延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、協議開始の日までに工期変更の補修打合簿を監督員に提出するものとする。

- (5) 受注者は、工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、協議開始の日までに工期変更の補修打合簿を監督員に提出しなければならない。

第二十四項 支給材料及び貸与物件

- (1) 受注者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- (2) 引渡場所は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。
- (3) 受注者は、不用となった支給材料又は貸与物件を返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- (4) 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- (5) 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の整備補修、工事等に流用してはならない。
- (6) 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。
- (7) 受注者は、支給材料に過不足が生じた場合、監督員と協議する。

第二十五項 材料の選定・変更

- (1) 使用する材料は、監督員の確認の検査を受け、これに合格した材料のみを使用しなければならない。
- (2) 使用する材料は、製造、出荷年月等に十分注意し、可能な限り当該整備補修施工年のものを使用する。
- (3) 設計図書で規格が明示されていない材料で日本工業規格（J I S）に定めのある材料は、軽微なものを除き J I S 製品を使用しなければならない。また、監督官公庁、電気、ガス供給者その他の規格並びに取締り規程がある場合は、これに合格又は承認済みのものを使用しなければならない。
- (4) 設計図書に明示されている材料のうち、受注者の理由によりこれを変更したい場合、機能に支障がなく、かつ、材料の全体としての性能が設計仕様を十分に満足する時は、監督員の承諾を得て使用することができる。この場合契約金額の増減は、発注者、受注者の協議により定めるものとする。

- (5) 石綿（アスベスト）含有材料を使用してはならない。
- (6) 建材等の原材料に石綿（アスベスト）が含有されていない旨のメーカーが発行する証明書を提出すること。

第二十六項 材料検査

- (1) 設計図書に記載されている材料は検査を行う。検査は、必要に応じて検査要領書、試験要領書に基づき実施する。検査及び試験要領書は、その方法等を詳細に記入し、施工の段階に沿って提出し、予め監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 使用する材料のうち発注者が特に必要と認めたものは、製作工場等において監督員の立会のもとで試験を行い、試験結果報告書を提出しなければならない。なお、このときの試験に要する費用は受注者の負担とする。

第二十七項 材料保管

- (1) 受注者は、材料を使用するまでの間、適正に保管しなければならない。
- (2) 監督員の検査に合格後の材料であっても、損傷その他欠陥を生じ使用に不相当と認められるものは、監督員の指示に従い交換し、検査を受けなければならない。
- (3) 現場での取扱いには十分な注意を払い、不用意に屋外に放置したり足場代わりに用いてはならない。また必要に応じてカバー等の保護を行い、発錆、ペンキ、モルタル付着などで材料を損じてはならない。
- (4) 受注者は、支給材を履行現場まで運搬し、適正に保管しなければならない。

第二十八項 機械器具等

- (1) 発注者の所有する現場の機械器具等は設計図書で定めのない限り使用してはならない。ただし、監督員が施工上やむを得ないと認めた場合は、使用を認めることがある。
- (2) 発注者が所有する現場の機械器具等を、発注者の工場敷地外に持ち出す場合は、監督員の承諾を受けた上、現場代理人押印の持出書を提出しなければならない。

第二十九項 現場発生品

- (1) 受注者は、現場発生品について発生材報告書を作成し、設計図書又

は監督員の指示する場所で監督員に提出しなければならない。

- (2) 受注者は、監督員が引き渡しを指示したものについては、発生材報告書及び発生材引渡書を作成し、監督員に引き渡さなければならない。

第三十項 施設の運転

- (1) 施工工程上施設の運転、脱水汚泥の搬出入並びに処理排水の排除に支障を与える場合は監督員と協議の上、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 施設の運転は、原則として発注者が行う。

第三十一項 建築副産物

- (1) 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日国土交通省事務次官通達）、建設廃棄物処理指針（平成13年環境省）を順守して、建設副産物の発生量抑制、適正処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- (2) 受注者は、産業廃棄物が搬出される整備補修にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。
- (3) 受注者は、建設リサイクル法に定められた「一定規模以上の」土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を履行現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、建設リサイクル法に定められた「一定規模以上の」建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を履行現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、施工完了後速やかに実施状況を記録し監督員に提出しなければならない。
- (6) 建築副産物のうち有価物については、受注者の自由処分とする。なお、処分後は、発生材報告書を作成し、処分の方法及び引取りを証明する書類を添付の上監督員に提出する。ただし、金属類等、監督員の

指示するものについては、別途指示の場所に運搬しなければならない。
このとき受注者は、発生材報告書及び発生材引渡書を作成し、監督員
立会いの上で引渡しを行う。

第三十二項 関連工事との調整

受注者は、隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければなら
ない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合
にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

第三十三項 安全確保

- (1) 受注者は、建設機械施工安全技術指針（国土交通省総合政策局建設
施工企画課企画専門官 平成17年3月31日）を参考にして、常に整備補
修の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
ただし、これらの指針は当該整備補修の契約条項を超えて受注者を拘
束するものではない。
- (2) 受注者は、整備補修施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流
水及び交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの
施工をしてはならない。
- (3) 受注者は、整備補修に使用する建設機械の選定、使用等について、
設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した
建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械
がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
- (4) 受注者は、施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対
して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- (5) 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報
などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確
立しておかなくてはならない。
- (6) 受注者は、履行現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁
止する場合、その区域に、柵、門扉及び立入禁止の標示板等を設けな
なければならない。
- (7) 受注者は、施工期間中、安全巡視を行い、施工区域及びその周辺の
監視又は連絡を行い安全を確保しなければならない。
- (8) 受注者は、履行現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作
業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成す
るとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美
装化に努めるものとする。

- (9) 受注者は、整備補修契約後ただちに、作業員全員の参加により半日以上時間を割当て、次に挙げるものから実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
- 1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - 2) 当該整備補修内容等の周知徹底
 - 3) 安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - 4) 当該整備補修における災害対策訓練
 - 5) 当該整備補修現場で予想される事故対策
 - 6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- (10) 受注者は、整備補修の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を記した安全教育計画書を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。
- (11) 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は実施状況を撮影した写真が添付された報告等を記載した、安全教育報告書を作成し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- (12) 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、施工中の安全を確保しなければならない。
- (13) 受注者は、履行現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による整備補修関係者連絡会議を組織するものとする。
- (14) 監督員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- (15) 受注者は、施工中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
- (16) 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。
- (17) 受注者は、施工箇所にて地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。
- (18) 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監

督員に報告し、その処置については占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

- (19) 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

第三十四項 爆発及び火災の防止

- (1) 受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。
- 1) 受注者は、火気を使用する場合は、施工中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を記載した火気使用に係る計画書を監督員に提出しなければならない。
 - 2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での喫煙又は火気の使用を禁止すること。
 - 3) 受注者は、ガソリン、重油、オイル、塗料等引火性のある物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、指定場所以外に持ち込まないこと。

第三十五項 工期中の試運転

当該整備補修に係る試運転（単体機器運転、総合試運転含む）のために行う機器の運転操作は、基本的に発注者が行うものとする。この場合、受注者は施工箇所及び関連設備の状況を把握し、また、周辺環境への影響及び安全を確認して、施工計画書等で定めた体制・手順を踏まえ、監督員を通じて運転員に操作依頼をする。

第三十六項 監督員による段階確認及び立会等

- (1) 受注者は、整備補修着手までに立会を行う機器、日程を記載した立会一覧表を監督員に提出しなければならない。また、施工中一週間毎に次週の立会予定一覧表を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、監督員の立会を求める場合に当たっては、立会願を監督員に提出し、必要な場合は立会要領書を提出しなければならない。
- (3) 監督員は、整備補修が契約図書どおり行なわれているかどうかの確認をするために必要に応じ、現場又は製作工場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
- (4) 受注者は、監督員による段階確認及び立会に必要な準備、人員及び

資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。なお、監督員が製作工場において立会及び監督員による段階確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

- (5) 監督員による段階確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 段階確認は、次に掲げる事項に基づいて行うものとする。
 - 1) 受注者は、その工事監督基準表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
 - 2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、確認時期等）を段階確認願により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
 - 3) 段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係わる監督員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。
 - 4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- (7) 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを提示し確認を受けなければならない。

第三十七項 出来形確認

- (1) 受注者は、発注者に請求を行った場合は、出来形部分に係る検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、発注者に部分払いの請求を行うときは、同項1号の検査を受ける前に整備補修の既成部分払申請書及び既成部分払検査依頼書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、整備補修目的物を対象として整備補修の出来形に関する資料と対比し、次に掲げる検査を行うものとする。
 - 1) 整備補修の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - 2) 整備補修管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして

検査を行う。

- (4) 受注者は、検査結果の修補については、第三十九項の規定に従うものとする。
- (5) 受注者は、当該出来形部分に係る検査については、第三十六項の規定を準用する。
- (6) 発注者は、出来形部分に係る検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
- (7) 受注者は、中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に出来形確認報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

第三十八項 中間検査

- (1) 中間検査は、特記仕様書において対象整備補修と定められた整備補修について実施するものとする。
- (2) 中間検査は、特記仕様書において定められた段階において行うものとする。
- (3) 中間検査を行う日は、受注者の意見を聞いて発注者が定める。
- (4) 受注者は、当該検査については、第三十六項の規定を準用する。

第三十九項 完成検査

- (1) 受注者は、修理完成届を監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、修理完成届を監督員に提出する際には、次に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - 1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての整備補修が完成していること。
 - 2) 監督員の請求した改造が完了していること。
 - 3) 設計図書により義務付けられた記録写真、出来形管理資料、整備補修関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
 - 4) 契約変更を行う必要が生じた整備補修においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- (3) 発注者は、検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。
- (4) 受注者は、完成検査について第三十六項の規定を準用する。

第四十項 部分使用

- (1) 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
- (2) 受注者は、発注者が当該整備補修に係わる部分使用を行う場合には、

中間検査又は監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

第四十一項 完成検査及び引渡し

受注者は整備補修完了後、修理完成届を発注者に提出し、発注者の検査を受けること。受注者は完成検査に合格後、本仕様書に指定された成果品及び提出書類一式を納品し、発注者の承認をもって整備補修の引渡しとする。なお、納品後に不備又は不都合な点が発見された場合、受注者は速やかに訂正しなければならない。

第四十二項 施工管理

- (1) 受注者は、整備補修の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
- (2) 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。
 - 1) 整備補修の初期で作業が定常的になっていない場合
 - 2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - 3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - 4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合
- (3) 受注者は、施工に先立ち整備補修現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、整備補修名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、整備補修完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。
- (4) 受注者は、整備補修期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
- (5) 受注者は、整備補修に使用する指定機械を搬入・搬出する際には、監督員に通知しなければならない。
- (6) 受注者は、施工に際し履行現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

- (7) 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
- (8) 受注者は、整備補修中に拾得物を発見又は拾得した場合、直ちに監督員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。

第四十三項 高度技術、創意工夫、社会性等、施工及び管理

- (1) 受注者は、整備補修施工において自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関すること項について、実施状況を示す資料を整備補修完了時までに提出することができる。
- (2) 受注者は、施工及び管理において、監督員が指示する項目に関する実施状況を示す資料を整備補修完了までに提出又は提示するものとする。

第四十四項 整備補修関係者に対する措置請求

- (1) 発注者は、現場代理人が整備補修目的物の品質・出来形の確保及び工期の順守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (2) 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が整備補修目的物の品質・出来形の確保及び工期の順守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第四十五項 後片付け

受注者は、施工の完了又は一部の完成後は仮設物を取払い、受注者所有の機器、残材、残骸及び各種の仮設物を速やかに片付け、かつ、場外に撤去するとともに、現場周り及び施工にかかる部分を清掃し、かつ、整然とした状態にするものとする。ただし、施工に際して発生した可燃物、廃油については発注者で処分する。

第四十六項 事故報告書

受注者は、整備補修の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故報告書を期日までに、提出しなければならない。

第四十七項 文化財の保護

- (1) 受注者は、整備補修の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、施工中に文化財を発見したときは直ちに施工を中止し、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。
- (2) 受注者が、整備補修の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る整備補修に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

第四十八項 交通安全管理

- (1) 受注者は、整備補修用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に整備補修公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に整備補修公害による損害を及ぼした場合は、高座清掃施設組合契約規則第77条によって処置するものとする。
- (2) 受注者は、整備補修用車両による土砂、資材及び機械などの輸送を伴う整備補修については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について協議の上、災害の防止を図らなければならない。
- (3) 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、整備補修用資材等の輸送を伴う整備補修は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、供用中の公共道路に係る整備補修の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（道路局長通知、平成18年3月31日）及び道路工事保安施設設置基準（道路局平成18年3月31日）に基づき、安全対策を講じなければならない。
- (5) 受注者は、設計図書において指定された整備補修用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、整備補修用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- (6) 受注者は、指定された整備補修用道路の使用開始前に当該道路の維

持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

- (7) 発注者が整備補修用道路に指定するもの以外の整備補修用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- (8) 受注者は、特記仕様書に他の受注者と整備補修用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- (9) 公衆の交通が自由、かつ、安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により施工を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- (10) 受注者は、整備補修の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。
- (11) 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。
- (12) 受注者は、設計図書において指定された整備補修用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、整備補修用道路の新設、改良、維持管理及び補修を行うものとする。
- (13) 受注者は、指定された整備補修用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において、受注者は関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

第四十九項 施設管理

受注者は、履行現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設について、施工管理上、契約図書における規定の履行をもって不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できるものとする。

第五十項 諸法令の順守

- (1) 受注者は、当該整備補修に関する諸法令を順守し、整備補修の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。
- 1) 地方自治法 (昭和22年法律第67号)
 - 2) 建設業法 (昭和24年法律第100号)
 - 3) 下請代金支払遅延等防止法 (昭和31年法律第120号)
 - 4) 労働基準法 (昭和22年法律第49号)
 - 5) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
 - 6) 作業環境測定法 (昭和50年法律第28号)
 - 7) じん肺法 (昭和35年法律第30号)
 - 8) 雇用保険法 (昭和49年法律第116号)
 - 9) 労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)
 - 10) 健康保険法 (大正11年法律第70号)
 - 11) 中小企業退職金共済法 (昭和34年法律第160号)
 - 12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和51年法律第33号)
 - 13) 道路法 (昭和27年法律第180号)
 - 14) 道路交通法 (昭和35年法律第105号)
 - 15) 道路運送法 (昭和26年法律第183号)
 - 16) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)
 - 17) 下水道法 (昭和33年法律第79号)
 - 18) 環境基本法 (平成5年法律第91号)
 - 19) 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号)
 - 20) 大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号)
 - 21) 騒音規制法 (昭和43年法律第98号)
 - 22) 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
 - 23) 振動規制法 (昭和51年法律第64号)
 - 24) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
 - 25) 文化財保護法 (昭和25年法律第214号)
 - 26) 電気事業法 (昭和39年法律第170号)
 - 27) 消防法 (昭和23年法律第186号)
 - 28) 測量法 (昭和24年法律第188号)
 - 29) 建築基準法 (昭和25年法律第201号)
 - 30) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号)
 - 31) 土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号)

- 3 2) 自然環境保全法 (昭和47年法律第85号)
 - 3 3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号)
 - 3 4) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)
 - 3 5) 技術士法 (昭和58年法律第25号)
 - 3 6) 計量法 (平成4年法律第51号)
 - 3 7) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)
 - 3 8) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号)
 - 3 9) 最低賃金法 (昭和34年法律第137号)
 - 4 0) 職業安定法 (昭和22年法律第141号)
 - 4 1) 所得税法 (昭和40年法律第33号)
 - 4 2) 著作権法 (昭和45年法律第48号)
 - 4 3) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42年法律第131号)
 - 4 4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号)
 - 4 5) 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号)
- (2) 受注者は、諸法令を順守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- (3) 受注者は、当該整備補修の計画、図面、仕様書及び契約そのものが同項1号の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員に報告し、その確認を請求しなければならない。

第五十一項 官公庁等への手続等

- (1) 受注者は、履行期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- (2) 受注者は、整備補修の施工にあたる受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。
- (3) 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。
- (4) 受注者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督員に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを順守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と

異なる場合、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

- (6) 受注者は、整備補修の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (7) 受注者は、地元関係者等から整備補修の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
- (8) 受注者は、国、地方公共団体、地域住民等と整備補修の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
- (9) 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第五十二項 履行時期及び履行時間の変更

- (1) 受注者は、設計図書に履行時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- (2) 受注者は、設計図書に履行時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

第五十三項 不可抗力による損害

- (1) 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、整備補修災害通知書により監督員に報告するものとする。
- (2) 設計図書で定めた基準とは、次に掲げるものをいう。
 - 1) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
 - ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
 - ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
 - ④ その他設計図書で定めた基準
 - 2) 強風に起因する場合
最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合
 - 3) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合
 - 4) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

第五十四項 特許権等

- (1) その他の第三者の権利とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法又は施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- (3) 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、(2)の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

第五十五項 保険の付保及び事故の補償

- (1) 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で整備補修に従事する建設機械等及びその作業員に設計図書に定める傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。
- (2) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- (3) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- (4) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。

第五十六項 臨機の措置

- (1) 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。
- (2) 監督員は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、整備補修目的物の品質・出来形の確保及び工期の順守に重大な影

響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第二章 業務内容

特記仕様書によるものとする。

令和5年度

最終処分場

浸出水処理施設定期整備補修

特記仕様書

令和5年8月

高座清掃施設組合

第一章 特記事項

第一節 共通仕様

- (1) 受注者は、作業前に監督員と十分に打合せを行い、施設の運用及び作業等に支障のないように実施すること。
- (2) 本仕様書並びに別紙図書に基づく用語の定義は下記の通りとする。
 - 1) 点検とは、機能確認、機能維持を目的として、機器の損傷、さび、腐食、変形、変色、異音、発熱、異臭、配線及び端子部の劣化、接続端子部の緩み等の有無を点検し、機器及び装置の状況を確認、増締、注油をすること。
 - 2) 清掃とは、汚れの除去及び予防をすること。
 - 3) 測定とは、測定機器による計測を行い、記録し報告すること。
 - 4) 試験とは、各種方法により試験し、良否判定をし、否の場合は手入れすること。
- (3) 点検・補修作業に当たり、工程表、点検・施工要領等を記載した施工計画書を提出し、監督員と十分に打合せをすること。
- (4) 測定機器及びその他の機材は、校正されたものを使用すること。
- (5) 点検作業中に部品交換の必要性が生じた場合は、直ちに報告すること。
- (6) 各機器作業終了後、各動作の確認及び調整、各部からの異音の有無確認等の試運転調整を行い、当組合監督員立会のもと異常がない事を確認すること。
- (7) 点検結果により緊急的に補修が必要となった場合は、監督員と協議し、修理依頼書、補修打合簿を提出し、補修を行うものとする。
- (8) 溶接による補修については、溶材を含むものとする。
- (9) 各部塗装については、塗料を含むものとする。
- (10) 各点検及び整備補修で発生する廃材等については、適正な処分をすること。
- (11) 作業において発生する廃油は、廃油受けとして当組合にて用意する空容器を使用すること。
- (12) 全作業終了後、施設の総合的な試運転調整を行うこと。

第二節 注意事項

- (1) 受注者は、作業中みだりに予定以外の場所に立ち入らないこと。
- (2) 主任技術者は、安全措置のすべてについて確認するとともに作業を直接指揮し、必要に応じて監督員の意見を求め適切な処理を講ずること。

第二章 施工内容

第一節 pH計・ORP計・導電率計機能検査

第一項 対象機器

番号	機器名	型式
1	地下水 pH 計	HDM-136(東亜テイクケー(株)製)
2	第1混和槽 pH 計	
3	第1中和槽 pH 計	
4	計器ヒット pH 計	
5	第2混和槽 pH 計	
6	第2中和槽 pH 計	
7	消毒槽 pH 計	
8	計器ヒット ORP 計	HDM-138(東亜テイクケー(株)製)
9	脱窒槽 ORP 計	
10	導電率計(地下水用)	WBM-200(東亜テイクケー(株)製)

第二項 機能検査項目 ※校正を行う日程は監督員と協議の上決定する。

- (1) pH 計(等価入力試験・伝送出力試験・検出器清掃・ゼロ、スパン校正・標準液校正・各電極交換)
- (2) ORP 計(等価入力試験・伝送出力試験・検出器清掃・ゼロ、スパン校正・標準液校正・各電極交換)
- (3) 導電率計(等価入力試験・伝送出力試験・検出器清掃・スパン校正・受信計ループ試験)

第三項 使用材料

pH 電極	EL5600-1-KF0	7 本
ORP 電極	EL2605-0-KF	2 本
pH 計校正用標準液	pH4.01[143F191]、500ml入	2 本
pH 計校正用標準液	pH6.86[143F192]、500ml入	2 本
pH 計校正用標準液	pH9.18[143F193]、500ml入	2 本
ORP 計標準液用粉末試薬	[143F089]	1 袋
ソーク塩化銀電極内部液	[143A252]、500ml入	8 本
精製水	200入	1 個

第二節 No.1、2 流量調整ポンプ整備補修

第一項 対象機器

番号	機器名	型式
1	No.1 流量調整ポンプ	NYT30-164840(兵神装備(株)製)
2	No.2 流量調整ポンプ	NYT30-231566(兵神装備(株)製)

第二項 補修内容

- (1) 分解整備(消耗部品、劣化部品交換・内面塗装(フタル酸系標準色)を含む)

第三項 使用材料

ローター	SUS304+HCR[1999]	2本
ステーター	NBR/ST[3005]	2本
シリンドリカルピン	SUJ2[5070]	2個
ジョイントピン	SUJ2[5075]	4個
キャップ	NBR[5430]	2個
メカニカルシール	SiC/SiC/NBR/SUS316[7010]	2組
コネクションスリーブ	SUS304[5055]	2個
Oリング	NBR[8015]	2個
Oリング	NBR[8060]	8個
Oリング	NBR[8065]	2個
PAシール	NBR/SUS3016[8235]	4個

第三節 UV計整備補修

第一項 対象機器

番号	機器名	型式
1	UV計(有機汚泥モニタUV計)	OPM-410A-4-111A13D00A (東亜テイクケー(株)製)

第二項 補修内容

工場持ち帰りにて、分解整備を行う。

- (1) 機器の撤去・据付
- (2) 分解整備(消耗部品、劣化部品交換を含む)
- (3) 本体防水加工(シーリング作業)

第三項 使用材料

Oリング	FPM[115A158]	1個
Oリング	NBR[115A016]	1個
Oリング	FP[115A326]	3個
Oリング	FKM[115A641]	2個
Oリング	FPM[115A045]	4個
Oリング	FPM[115A786]	1個
ミニチュアヘアリング	[123A286]	2個
ルーロンヘアリング	[123E060]	2個
色ガラスフィルタ	[135A034]	1個
シリカゲル	[143C065]	2個
ペン型水銀ランプ	[476195K]	1本
フォトダイオード	REF 検出用[6012100K]	1個
フォトダイオード	UV 検出用[6012110K]	1個
フォトダイオード	VIS 検出用[6012120K]	1個
シンクロナスモーター	ASSY[6429150K]	1個
金属干渉フィルタ	[60242100]	2個
蛇腹	EPDM[90126700]	1個
純水	[6092010K] 10ℓ入	1個

リハ°	FPM[57469900]	1 個
セル窓	ASSY[6114420K]	2 個
スパン校正液	[6269880K]	1 個
キャップシール	[115H259]	1 個

第四節 第2凝集沈澱槽汚泥引抜きポンプ整備補修

第一項 対象機器

番号	機器名	型式
1	第2凝集沈澱槽汚泥引抜きポンプ°	NYT29(193230) (兵神装備㈱製)

第二項 補修内容

(1) 分解整備(消耗部品、劣化部品交換・内面塗装(フタル酸系標準色)を含む)

第三項 使用材料

メカニカルシール	SiC/SiC/NBR/SUS316[7010]	1 組
ローター	SUS304+HCR[1999]	1 本
ステーター	NBR/ST[3005]	1 本
シリンட்°リカルビ°ン	SUJ2[5070]	1 個
ジ°ョイントビ°ン	SUJ2[5075]	2 個
キャップ°	NBR[5430]	1 個
Oリング°	NBR[8015]	1 個
Oリング°	NBR[8060]	4 個
Oリング°	NBR[8065]	1 個
PAシール	NBR/SUS316[8235]	2 個
カップ°リング°ロツト°	SUS304[1998]	1 本
サホ°ートハウジング°	SUS304[7005]	1 個
コネクチング°スリーブ°	SUS304[5055]	1 個
ト°ライブ°シャフト	SUS304	1 個
スプ°リング°ビ°ン	SUS420J2	1 個

第五節 濃縮汚泥引抜きポンプ整備補修

第一項 対象機器

番号	機器名	型式
1	濃縮汚泥引抜きポンプ°	NYT20(193231) (兵神装備㈱製)

第二項 補修内容

(1) 分解整備(消耗部品、劣化部品交換・内面塗装(フタル酸系標準色)を含む)

第三項 使用材料

メカニカルシール	SiC/SiC/NBR/SUS316[7010]	1 組
ローター	SUS304+HCR[1999]	1 本
ステーター	NBR/ST[3005]	1 本
シリンட்°リカルビ°ン	SUJ2[5070]	1 個
ジ°ョイントビ°ン	SUJ2[5075]	2 個
キャップ°	NBR[5430]	1 個

0 リング	NBR[8015]	1 個
0 リング	NBR[8060]	4 個
0 リング	NBR[8065]	1 個
PA シール	NBR/SUS316[8235]	2 個
コネクティング スリーブ	SUS304[5055]	1 個
ドライブ シャフト	SUS304	1 個
スプリング ピン	SUS420J2	1 個

第六節 汚泥供給ポンプ整備補修

第一項 対象機器

番 号	機 器 名	型 式
1	汚泥供給ポンプ	NYT40(193232) (兵神装備㈱製)

第二項 補修内容

- (1) 分解整備 (消耗部品、劣化部品交換・内面塗装 (フタル酸系標準色) を含む)

第三項 使用材料

ローター	SUS304+HCR[1999]	1 本
ステーター	NBR/ST[3005]	1 本
シリンドライカレピン	SUJ2[5070]	1 個
ジョイントピン	SUJ2[5075]	2 個
キャップ	NBR[5430]	2 個
メカニカルシール	SiC/SiC/NBR/SUS316 [7010]	1 組
0 リング	NBR[8015]	1 個
0 リング	NBR[8060]	4 個
0 リング	NBR[8065]	1 個
PA シール	NBR/SUS316[8235]	2 個
コネクティング スリーブ	SUS304[5055]	1 個

第七節 No1、2 凝集助剤注入ポンプ整備補修

第一項 対象機器

番 号	機 器 名	型 式
1	No.1 凝集助剤注入ポンプ	3NET06-152216(兵神装備㈱製)
2	No.2 凝集助剤注入ポンプ	3NET06-152217(兵神装備㈱製)

第二項 補修内容

- (1) 分解整備 (消耗部品、劣化部品交換・内面塗装 (フタル酸系標準色) を含む)
 (2) モーター交換

第三項 使用材料

ローター	SUS316[1999]	2 本
カップ リング ロット	SUS316[1998]	2 本
ステーター	FKM/SUS316[3005]	2 本
サークリップ	SUS316[5065]	4 個
ジョイントピン	SUS316[5075]	4 個
メカニカルシール	SiC/SiC/NBR/SUS316[7010]	2 組

0 リング	EPDM[8015]	2 個
シヨイントカバー	EPDM[X803]	2 個

第八節 2層ろ過器ろ材交換整備補修

第一項 補修内容

- (1) 2層ろ過器水抜き作業
- (2) ろ材交換
- (3) 内部清掃
- (4) エアベント他交換

第二項 使用材料

アンスライト	1. 1mm	140 L
ろ過砂	0. 6mm	100 L
砂利	2～4mm	40 L
砂利	4～8mm	20 L
砂利	8～12mm	40 L
砂利	12～20mm	60 L
パチロックストレーナ	M2 形	7 個
エアベント	TLV 10K 40A	1 台
空気作動式自動弁	50A JIS10KF	2 台
パッキン類		1 式

第九節 第2酸化・硝化回転円盤接触槽ドレンバルブ交換整備補修

第一項 補修内容

- (1) ドレンバルブ交換

第二項 使用材料

ドレン管		1 式
ドレンバルブ	5K-2	1 個

第十節 集水ポンプ交換整備補修

第一項 対象機器

番 号	機 器 名	型 式
1	集水ポンプ	AH801(新明和工業(株)製)

第二項 補修内容

- (1) ポンプ交換 (スライト交換含む)
- (2) チャッキ弁交換
- (3) ゲートバルブ交換
- (4) ストラブカップリング交換

第三項 使用材料

水中ポンプ	AH801 口径 100 mm (スライト含む)	1 台
スイングチャッキ弁	10K100SCS13	1 台
ゲートバルブ	100A 加工品	1 台
ストラブカップリング	100A	2 個

第十一節 空気圧縮機用除湿器交換整備補修

第一項 対象機器

番号	機器名	型式
1	除湿器	HDN-15BF (株)日立産機システム

第二項 補修内容

- (1) 除湿器交換
- (2) ミクロミストフィルタ交換
- (3) エアフィルタ交換
- (4) 安全弁交換

※試運転調整時に電流測定を行うこと。

第三項 使用材料

除湿器	HDN-15BF	1台
ミクロミストフィルタ	HMF-13B	1台
エアフィルタ	HAF-13B	1台
安全弁	S-K100 LCH-BSS	1台

第十二節 汚泥ホッパーモートルリリター交換整備補修

第一項 対象機器

番号	機器名	型式
1	モートルリリター	BL1T-5JL 200V×50Hz

第二項 補修内容

- (1) モートルリリター交換

第三項 使用材料

モートルリリター	BL1T-5JL 200V×50Hz	2台
----------	--------------------	----

第十三節 シャッター点検整備補修

第一項 対象機器

番号	機器名	型式
1	重量シャッター (電動式)	SG20BC SS1 (三和シャッター(株))

第二項 点検内容

- (1) シャッターの保守点検及び清掃
- (2) 各所・各センサー部・緊急解放レバーの点検 (試運転調整含む)

第十四節 放流水電磁流量計交換整備補修

第一項 補修内容

- (1) 電磁流量計交換
- (2) 配線、結線

第三項 使用材料

分離型電磁流量計(変換器)	MGG10C-MH2G-1A1X-X	1台
分離型電磁流量計(検出器)	MGG11D-040P11LS3AAA-X2-X	1台

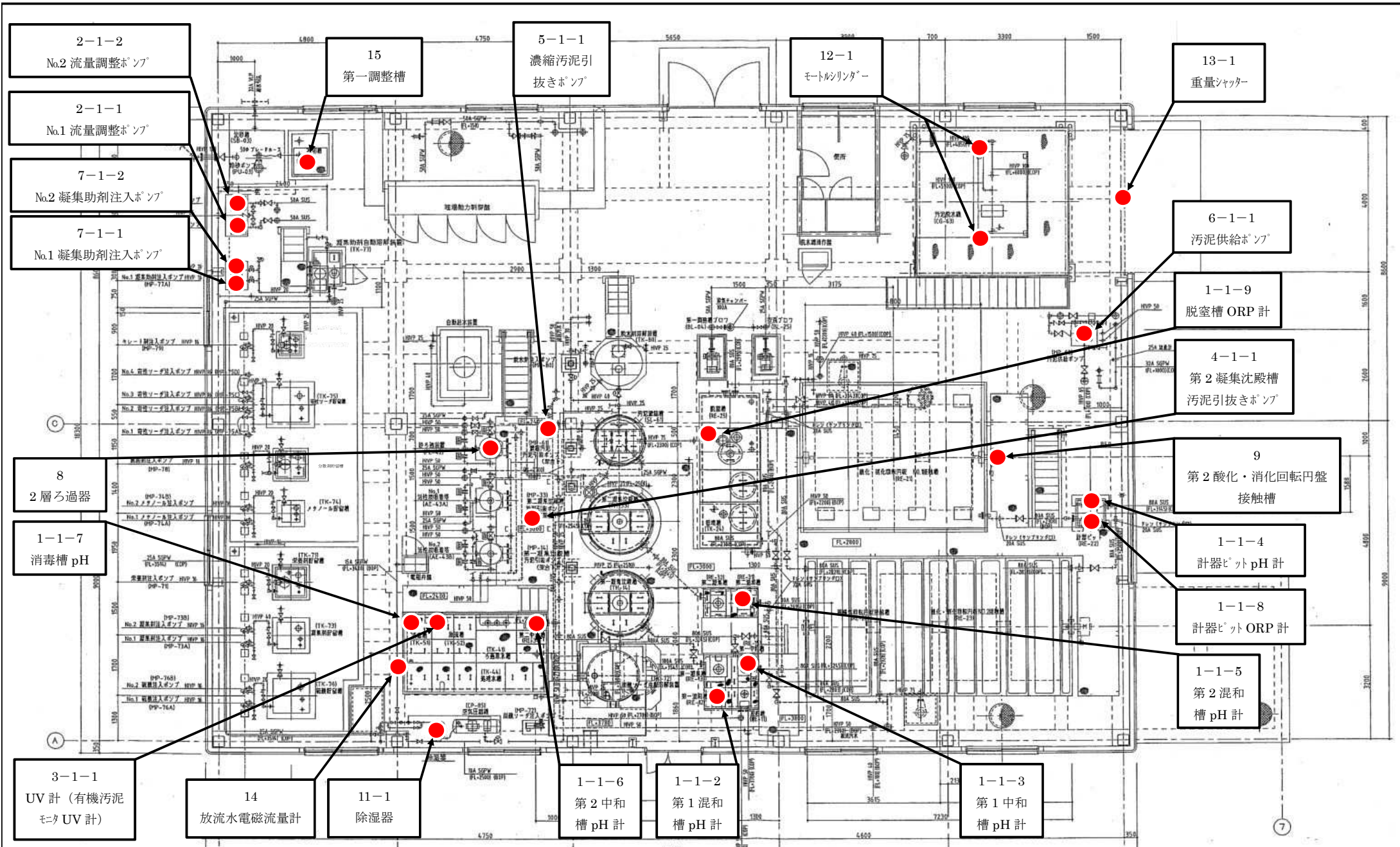
第十五節 第一調整槽清掃

第一項 補修内容

- (1) 槽の水抜き作業
- (2) 槽内清掃
- (3) 汚泥引抜

第十六節 発生材処分

本整備補修にて発生した廃棄物を適正に処分すること。
発生材はマニフェスト処理とする。



2-1-2
No.2 流量調整ポンプ

2-1-1
No.1 流量調整ポンプ

7-1-2
No.2 凝集助剤注入ポンプ

7-1-1
No.1 凝集助剤注入ポンプ

15
第一調整槽

5-1-1
濃縮汚泥引
抜きポンプ

12-1
モートルリリター

13-1
重量ジャッキ

6-1-1
汚泥供給ポンプ

1-1-9
脱窒槽 ORP 計

4-1-1
第2凝集沈殿槽
汚泥引抜きポンプ

9
第2酸化・消化回転円盤
接触槽

1-1-4
計器ピット pH 計

1-1-8
計器ピット ORP 計

1-1-5
第2混和
槽 pH 計

8
2層ろ過器

1-1-7
消毒槽 pH

3-1-1
UV 計 (有機汚泥
モニタ UV 計)

14
放流水電磁流量計

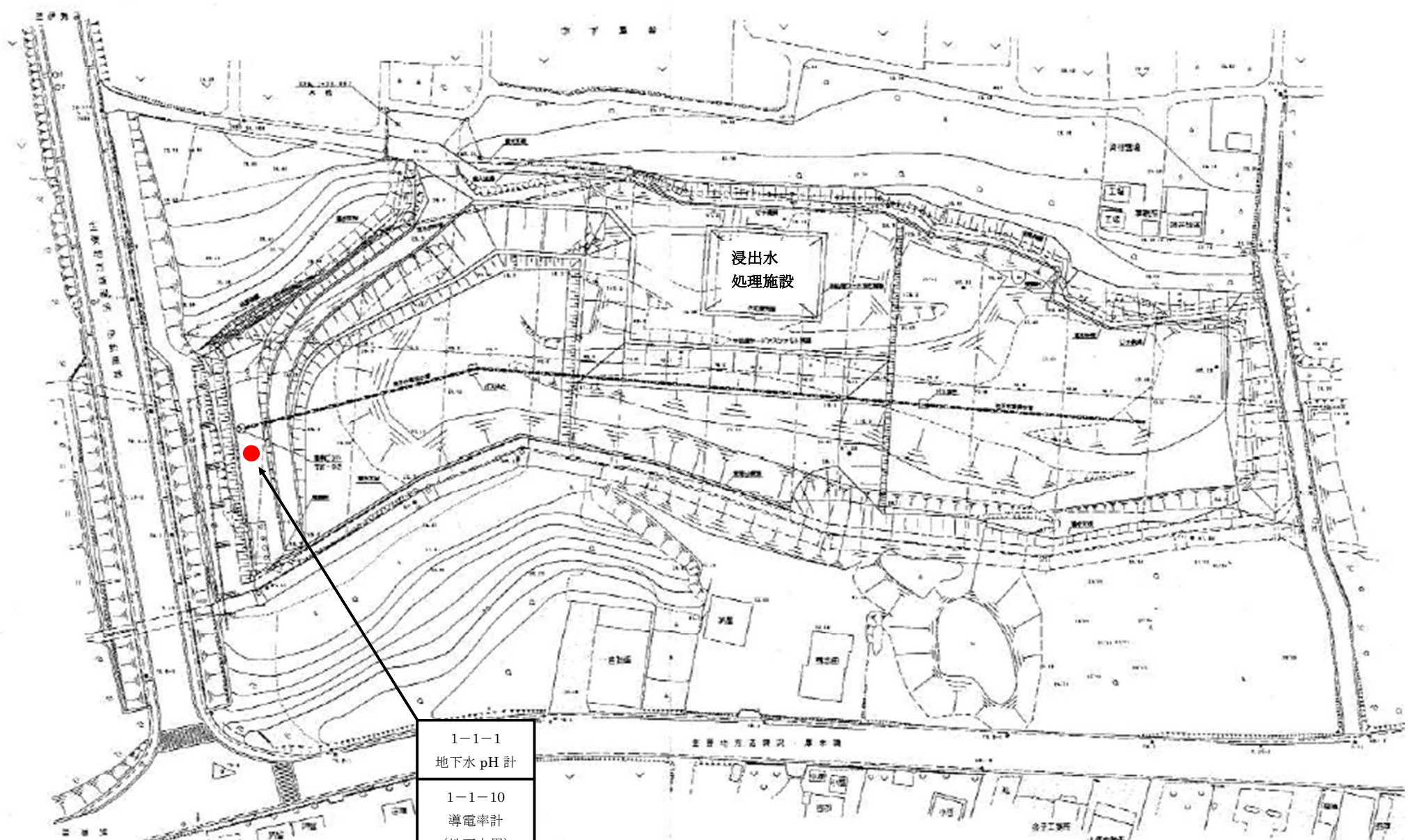
11-1
除湿器

1-1-6
第2中和
槽 pH 計

1-1-2
第1混和
槽 pH 計

1-1-3
第1中和
槽 pH 計

件名：令和5年度 最終処分場浸出水
処理施設定期整備補修
施工箇所指示図 ①



浸出水
処理施設

- 1-1-1
地下水 pH 計
- 1-1-10
導電率計
(地下水用)
- 10-1
集水ポンプ

件名：令和5年度 最終処分場浸出水
処理施設定期整備補修
施工箇所指示図 ②
<屋外>
高座清掃施設組合

令和5年度	起 案	予算額				

補 修 費 設 計 書

件 名

最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

金

円也

(消費税及び地方消費税を含む)

工 期

157 日

設 計 書

最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

(単位：円)

	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I - I	直接補修費		1	式			設計書P2参照
I - II	発生材処分費		1	式			
I - III	共通仮設費		1	式			
II - I	計 (純補修費)	I - I + I - III					
II - II	現場管理費		1	式			
III - I	計 (補修原価)	II - I + II - II					
III - II	一般管理費		1	式			
	計	III - I + III - II					
	計 (補修価格)	IV - I					
	間接費計	(I - III + II - II + III - II)					
IV - I	補修価格		1	式			← 入札額
IV - II	消費税		1	式			
IV - III	計 (請負補修費)						

設 計 書

1	pH計・ORP計・導電率計機能検査		1	式			設計書P3参照
2	No.1、2流量調整ポンプ整備補修		1	式			設計書P3参照
3	UV計整備補修		1	式			設計書P3参照
4	第2凝集沈澱槽汚泥引抜きポンプ整備補修		1	式			設計書P3参照
5	濃縮汚泥引抜きポンプ整備補修		1	式			設計書P4参照
6	汚泥供給ポンプ整備補修		1	式			設計書P4参照
7	No1、2凝集助剤注入ポンプ整備補修		1	式			設計書P4参照
8	2層ろ過器ろ材交換整備補修		1	式			設計書P4参照
9	第2酸化・消化回転円盤接触槽トレンパルブ交換整備補修		1	式			設計書P5参照
10	集水ポンプ交換整備補修		1	式			設計書P5参照
11	空気圧縮機用除湿器交換整備補修		1	式			設計書P5参照
12	汚泥ホッパーモートルリリダー交換整備補修		1	式			設計書P5参照
13	シャッター点検整備補修		1	式			設計書P6参照
14	放流水電磁流量計交換整備補修		1	式			設計書P6参照
15	第一調整槽清掃		1	式			設計書P6参照
16	発生材処分		1	式			設計書P6参照
	直接補修費						

設 計 書

1	pH計・ORP計・導電率計機能検査					
1-1	機能検査費		1	式		1-1参照
1-2	材料費		1	式		1-2参照
	小 計					
2	No.1、2流量調整ホップ整備補修					
2-1	補修費		1	式		2-1参照
2-2	材料費		1	式		2-2参照
	小 計					
3	UV計整備補修					
3-1	補修費		1	式		3-1参照
3-2	材料費		1	式		3-2参照
	小 計					
4	第2凝集沈澱槽汚泥引抜きホップ整備補修					
4-1	補修費		1	式		4-1参照
4-2	材料費		1	式		4-2参照
	小 計					

設 計 書

最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

(単位：円)

5	濃縮汚泥引抜きポンプ整備補修						
5-1	補修費		1	式			5-1参照
5-2	材料費		1	式			5-2参照
	小 計						
6	汚泥供給ポンプ整備補修						
6-1	補修費		1	式			6-1参照
6-2	材料費		1	式			6-2参照
	小 計						
7	No1、2凝集助剤注入ポンプ整備補修						
7-1	補修費		1	式			7-1参照
7-2	材料費		1	式			7-2参照
	小 計						
8	2層ろ過器ろ材交換整備補修						
8-1	補修費		1	式			8-1参照
8-2	材料費		1	式			8-2参照
	小 計						

設 計 書

最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

(単位：円)

9	第2酸化・消化回転円盤接触槽トレンパルプ交換整備補修						
9-1	補修費		1	式			9-1参照
9-2	材料費		1	式			9-2参照
	小 計						
10	集水ポンプ交換整備補修						
10-1	補修費		1	式			10-1参照
10-2	材料費		1	式			10-2参照
	小 計						
11	空気圧縮機用除湿器交換整備補修						
11-1	補修費		1	式			11-1参照
11-2	材料費		1	式			11-2参照
	小 計						
12	汚泥ホッパーモートルリング交換整備補修						
12-1	補修費		1	式			12-1参照
12-2	材料費		1	式			12-2参照
	小 計						

設 計 書

13	シャッター点検整備補修					
13-1	点検費		1	式		13-1参照
	小 計					
14	放流水電磁流量計交換整備補修					
14-1	補修費		1	式		14-1参照
14-2	材料費		1	式		14-2参照
	小 計					
15	第一調整槽清掃					
15-1	清掃費		1	式		15-1参照
	小 計					
16	発生材処分					
16-1	発生材処分費		1	式		16-1参照
	小 計					

1-1
最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

機能検査費

pH計・ORP計・導電率計機能検査
1式

	内 容	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	pH計		台	7			1-1-1参照
2	ORP計		台	2			1-1-1参照
3	導電率計		台	1			1-1-2参照
4	その他(下請経費相当分)		式	1			
	合 計						

2-1
最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

補修費

No. 1, 2流量調整ポンプ整備補修
1式

	内 容	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	No.1流量調整ポンプ分解整備		人				
2	No.2流量調整ポンプ分解整備		人				
3	その他(下請経費相当分)		式	1			
	合 計						

3-1
最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

補修費

UV計整備補修
1式

	内 容	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	機器の撤去・据付		式	1			
2	分解整備		人				
3	本体防水加工		人				
4	その他(下請経費相当分)		式	1			
	合 計						

材料費

	名 称	仕様・型式等	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	Oリング	FPM[115A158]	個	1			
2	Oリング	NBR[115A016]	個	1			
3	Oリング	FP[115A326]	個	3			
4	Oリング	FKM[115A641]	個	2			
5	Oリング	FPM[115A045]	個	4			
6	Oリング	FPM[115A786]	個	1			
7	ミニチュアヘアリング	[123A286]	個	2			
8	ルーロンヘアリング	[123E060]	個	2			
9	色ガラスフィルタ	[135A034]	個	1			
10	シリカゲル	[143C065]	個	2			
11	ペン型水銀ランプ	[476195K]	本	1			
12	フォトダイオード	REF検出用[6012100K]	個	1			
13	フォトダイオード	UV検出用[6012110K]	個	1			
14	フォトダイオード	VIS検出用[6012120K]	個	1			
15	シンクロナスモーター	ASSY[6429150K]	個	1			
16	金属干渉フィルタ	[60242100]	個	2			
17	蛇腹	EPDM[90126700]	個	1			
18	純水	[6092010K] 100入	個	1			
19	ワイパ	FPM[57469900]	個	1			
20	セル窓	ASSY[6114420K]	個	2			
21	スパン校正液	[6269880K]	個	1			
22	キャップシール	[115H259]	個	1			
23	消耗品・雑材料・機工具損料		式	1			
	合 計						

4-1
最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

補修費

第2凝集沈殿槽汚泥引抜きポンプ整備補修
1式

	内 容	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	分解整備		人				
2	その他(下請経費相当分)		式	1			
	合 計						

5-1
最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

補修費

濃縮汚泥引抜きポンプ整備補修
1式

	内 容	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	分解整備		人				
2	その他(下請経費相当分)		式	1			
	合 計						

5-2
最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

材料費

濃縮汚泥引抜きポンプ整備補修
1式

	名 称	仕様・型式等	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	メカニカルシール	SiC/SiC/NBR/SUS316[7010]	組	1			
2	ローター	SUS304+HCR[1999]	本	1			
3	ステーター	NBR/ST[3005]	本	1			
4	シリンドリカルピン	SUJ2[5070]	個	1			
5	ジョイントピン	SUJ2[5075]	個	2			
6	キャップ	NBR[5430]	個	1			
7	Oリング	NBR[8015]	個	1			
8	Oリング	NBR[8060]	個	4			
9	Oリング	NBR[8065]	個	1			
10	PAシール	NBR/SUS316[8235]	個	2			
11	コネクチングスリーブ	SUS304[5055]	個	1			
12	ドライブシャフト	SUS304	個	1			
13	スプリングピン	SUS420J2	個	1			
14	消耗品・雑材料・機工具損料		式	1			
	合 計						

6-1
最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

補修費

汚泥供給ポンプ整備補修
1式

	内 容	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	分解整備		人				
2	その他(下請経費相当分)		式	1			
	合 計						

7-1
最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

補修費

No1、2凝集助剤注入ポンプ整備補修
1式

	内 容	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	分解整備		人				
2	その他(下請経費相当分)		式	1			
	合 計						

補修費

	内 容	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	2層ろ過器水抜き作業		人				
2	ろ材交換		人				
3	内部清掃		m ²	3.39			
4	エアバント [®] 他交換		人				
5	その他(下請経費相当分)		式	1			
	合 計						

材料費

	点 検 内 容	仕様・型式等	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	ドレン管		式	1			
2	消耗品・雑材料・機工具損料						
	合 計						

材料費

	点検内容	摘要	単位	数量	単価	金額	備考
1	水中ポンプ(スライム含む)	AH801 口径100mm	台	1			
2	ストラブカップリング	100A	個	2			
3	消耗品・雑材料・機工具損料		式	1			
	合計						

12-1
最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

補修費

汚泥ホッパーモートルリンター整備補修
1式

	内 容	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	モートルリンター交換		式	1			
	合 計						

材料費

	名 称	仕様・型式等	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	モートルリンダ [®]	BL1T-5JL 200V×50Hz	台	2			
2	消耗品・雑材料・機工具損料		式	1			
	合 計						

点検費

	内 容	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	自動扉の保守点検及び清掃		人				
2	各所・各センサー部・緊急解放バーの 点検(試運転調整含む)		人				
3	機械運転費		h				
4	その他(下請経費相当分)		式	1			
	合 計						

補修費

	内 容	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	電磁流量計交換		人				
2	配線、結線		人				
3	その他(下請経費相当分)		式	1			
	合 計						

材料費

	名 称	仕様・型式等	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	分離型電磁流量計(変換器)	MGG10C-MH2G-1A1X-X	台	1			
2	分離型電磁流量計(検出器)	MGG11D-040P11LS3AAA-X2-X	台	1			
3	消耗品・雑材料・機工具損料		式	1			
	合 計						

清掃費

	内 容	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	槽の水抜き作業		人				
2	槽内清掃		式	1			
3	汚泥引抜		式	1			
4	その他(下請経費相当分)		式	1			
	合 計						

発生材処分費

	内 容	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	金属くず処分費		式	1			16-1-1参照
2	廃プラスチック処分費		式	1			16-1-2参照
3	建設汚泥処分費		式	1			16-1-3参照
	合 計						

16-1-1
最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

発生材処分費

発生材処分
1式

	内 容	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	発生材処分費(収集・運搬費別)	金属くず	t	0.375			
2	収集・運搬受託料金	4tダンプ車 片道距離概ね25km	回	1			
	合 計						

16-1-2
最終処分場浸出水処理施設定期整備補修

発生材処分費

発生材処分
1式

	内 容	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	発生材処分費(収集・運搬費別)	廃プラスチック	t	0.022			
2	収集・運搬受託料金	4tダンプ車片道距離概ね25km	回	1			
	合 計						

発生材処分費

	内 容	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	発生材処分費(収集・運搬費別)	建設汚泥	t	0.893			
2	収集・運搬受託料金	4tバキューム車片道距離概ね25km	回	1			
	合 計						